

27 西 審 国 第 8 号  
平成 28 年 1 月 21 日

西東京市長 丸 山 浩 一 殿

西東京市国民健康保険運営協議会  
会長 清 水 文 子

諮問第 1 号に対する答申書

平成 27 年 10 月 27 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮 問 事 項

平成 28 年度国民健康保険料のあり方について

2 答 申 事 項

平成 28 年度国民健康保険料率と賦課限度額を次のとおり見直す。

(1)基礎賦課額

被保険者均等割 22,800 円から 25,800 円

世帯平等割 8,800 円から 5,800 円

賦課限度額 51 万円から 52 万円

(2)後期高齢者支援金等賦課額

賦課限度額 16 万円から 17 万円

(3)介護納付金賦課額

賦課限度額 14 万円から 16 万円

なお、平成 28 年度税制改正において、国民健康保険税の低所得者に対する軽減判定所得の拡大が予定されている。

国民健康保険料についても同様の政令改正が実施された際には、政令に従い国民健康保険料軽減の拡充を行うこと。

### 3 答申の理由

一般会計からの法定外繰入金は、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性確保の観点から一定の枠内で運用すべきである。法定外繰入金については歳入の確保、歳出の抑制、保険料のあり方などを総合的に勘案する必要がある。

上記視点に立ち、平成28年度の保険料について審議した。

賦課限度額については、平成26年度保険料から引き上げの政令改正が行われ、平成28年度保険料についても引き上げの方向で政令改正が予定されていることから、既に改正されている部分について見直しを行うこととした。

国民健康保険料のあり方については、平成30年度からの財政運営の責任主体の都道府県化に向けて、都内の多くの自治体が採用している2方式を目指すべきとの結論に達し、昨年度作成した「西東京市国民健康保険料のあり方について」に基づく、賦課方式、保険料率の移行計画に沿って実施することとした。

平成28年度国民健康保険特別会計は、これら賦課限度額の見直し及び「西東京市国民健康保険料のあり方について」に基づく医療分の賦課方式移行計画の実施により、法定外繰入金についても一定程度改善する見通しであることから答申事項の結論に至った。

#### 「付帯意見」

- 1 WHOの提唱する健康都市連合に加盟した市にふさわしいよう、引き続き健康への市民の関心を高めながら健康づくりに関連する事業の充実を図るとともに、特定健診・特定保健指導の更なる受診率の向上に努力すること。  
また、ジェネリック医薬品利用差額通知の発行、療養費の適正化、レセプト点検、医療費分析による疾病の重篤化予防など医療費の縮減に向けた取り組みを行い、国保財政の健全化を図ること。なお、歳入の確保及び負担の公平性の観点からも、口座振替の勧奨、滞納繰越額の削減など保険料徴収の向上を図ること。
- 2 現在、一般会計からの法定外繰入金によって事業運営の安定を保っている国保財政への負担縮減や低所得者をはじめとした被保険者の負担軽減を図るため、国・東京都への補助金の増額及び更なる財政基盤強化に繋がる財源構成を含めた保険制度の抜本的な見直しを引き続き要望すること。